

仮想通貨で賃金の支払いができるか？

大垣労働基準監督署

昨年12月12日に、GMOインターネット株式会社が以下のとおり Press Release しました。

GMOインターネットグループは、仮想通貨の一層の普及・発展を推進するべく、給与の一部をビットコインで受け取れる制度の導入を決定いたしました。

本制度は、ビットコインの購入を目的とした給与控除を行うことで、給与手取り額の一部をビットコインで受け取ることができる、4,000名超の国内パートナー（従業員）を対象とした制度です。まずは、GMOインターネット株式会社（以下、GMOインターネット）の2018年2月給与分（3月支払い）から導入し、順次グループ全体へと広げていく予定です。

一部の報道機関で、“GMOコインという仮想通貨関連サービスをやっているGMOが社員の給料の一部をビットコインで支払えるようにするという話をプレスリリースしている。”といった報道がなされました。

今回は、GMOがビットコイン払いの給料にすることを表明したが、“賃金支払いの原則は大丈夫か”を考えてみました。

賃金支払いの5原則

賃金・退職金は労働基準法第24条により、

- ・通貨で
- ・直接労働者に
- ・その全額を
- ・毎月1回以上
- ・一定の期日を定めて

支払わなければならないことが決められています。

労働基準法第24条第1項

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。…(以下省略)

仮想通貨は通貨ではない

「仮想通貨法」という名前の法律はありません。昨年4月1日施行されたのは、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成28年法律第62号）」という法律で、具体的には銀行法をはじめとする11の金融関連の法律についての改正です。

これらのうち、仮想通貨への対応が盛り込まれた資金決済法の改正部分が通称“仮想通貨法”ないし

“仮想通貨規制法”と呼ばれており、仮想通貨の定義、仮想通貨交換業の定義、仮想通貨交換業の規制などについて定めています。

労働基準法第24条第1項の「通貨」とは、日本銀行が発行する日本銀行券、及び造幣局が製造し政府が発行する貨幣のことですから、原則、仮想通貨で給料を支払うことはできません。

例外1

厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、…

「通貨で、…」というのが原則ですが、実際のところ、多くの方が預金又は貯金の口座への振り込みによって給料を受け取っています。

“口座への振り込み”が認められるのは、労働基準法第24条第1項の「ただし」書きに、上記のとおり定めがあり、厚生労働省令（労働基準法施行規則第7条の2）に「労働者の同意を得た場合」などを条件に例外が認められているからです。

例外2

法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合…（においては、通貨以外のもので支払い、…）

現物給与は、換金に際しての手間や価格の毀損等で不利益になることから認められていません。

というのは、現物給与の物品と通貨が同一価値であれば、会社（使用者）が換金（販売）して現金で支払えばよいわけです。ところが、この換金出来なかった売れ残りや、過剰在庫（＝価値が少ない）を賃金の代わりにするのは、労働者の不利益になる恐れが多いからです。

このような理由から、“労働協約に別段の定め”がある場合のほかは現物給与による支払いはできません。

なお、通貨以外のもので支払われる賃金については、その物又は利益を通貨に換算評価することから、労働協約で評価額を定めておかなければなりません。

例外3

また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がな

いときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

給料明細を見ると、“所得税”、“住民税”、“社会保険料”、“雇用保険料”が控除されていますが、これは、“法令に別段の定めがある場合”に該当します。

また、購買代金、社宅、寮その他の福利、厚生施設の費用、社内預金、組合費など事理明白なものについてのみ、“労働者の過半数代表者との書面による協定”を根拠に賃金から控除できます。

結論

“GMO が社員の給料の一部をビットコインで支払えるようにする。”ためには、「例外2」で説明したように「労働協約で別段の定め」をすれば良いこととなります。

最近の仮想通貨を巡る報道では、“仮想通貨の相談急増3倍に”とか“17年、価格乱高下でトラブル”と題して、以下のとおり報道されています。

ビットコインをはじめとする仮想通貨を巡り、2017年に全国各地の消費生活センターに寄せられた相談件数が合計で2千件を超え、前年に比べて約3・4倍と急増したことが24日、分かった。17年は「仮想通貨元年」とも呼ばれ認知度は飛躍的に高まったが、価格乱高下に伴うトラブルも相次いでいる実態が浮き彫りとなった。

国民生活センターによると仮想通貨に関する相談は15年が452件、16年が616件と緩やかな増加傾向にあったが、17年は取引人口が拡大したことや、仮想通貨の価格が乱高下して損失を被った人が増えたことなどを背景に2071件と膨らんだ。

(共同)

「例外2」で説明したとおり、“労働協約で評価額を定めておかなければなりません。”が、報道されているようにビットコインをはじめとする仮想通貨は、その価格が乱高下していることを考えると、評価額の定め方によっては、労使間のトラブル発生が必至です。

GMO がやろうとしていること

GMO インターネット株式会社の Press Release を見ると、「本制度は、ビットコインの購入を目的とした給与控除を行う」としています。

したがって、正確な表現をすれば、給料の一部をビットコインで支払うのではなく、本件は「例外3」で説明したように、「GMO コインという仮想通貨関連サービスをやっている GMO が、ビットコインを購入した社員について、ビットコインの購入代金を給料から控除する。」ものであろうと思われま

コインチェック

仮想通貨取引所の運営大手コインチェック（東京）は26日、取り扱っている仮想通貨の一種「NEM(ネム)」約580億円分が不正アクセスで外部に送金され流出したと発表した。送金されたのは全て顧客が保有している通貨。コインチェックは仮想通貨の入出金や売買といった取引サービスを一時停止し、仮想通貨が流出した理由などを調査しており、金融庁にも報告した。

不正による仮想通貨取引所の損失額は約480億円だった2014年のマウントゴックス（東京）を超え、最大規模となる。

記者会見した和田晃一良社長は「お騒がせして深くおわびする。大変申し訳ありません。」と陳謝。

上記の記事は、1月27日の新聞各紙に、“仮想通貨580億流失 コインチェック、損失最大規模”の表題で掲載されていました。

まだまだ、セキュリティの面で不十分な点があるものと思料されます。

※「仮想通貨によって給料を支払う。」という制度の導入は、急ぐことなく慎重にされたほうが良いものと思料されます。